

## 歴史史料の収集・保存と公開——デジタル化以前の諸問題

田 村 貞 雄

静岡大学情報学部

わたしたち歴史研究者は、貴重な歴史史料を求めて探索の旅をつづけている。とくに近世史・近代史では、一般庶民が作成した日記、書簡、家計簿、写真などが重視されており、また購読された新聞・雑誌・同人誌もきわめて重要である。これらの庶民史料はつねに廃棄・散逸のおそれがあり、所蔵者の認識を高める方法を講じた収集、保存、公開の方針を論じたい。

Collection , Preservation and Disclosure of the Historical  
Materials —— Issues before the digital archives  
became available

TAMURA , SADA O

Faculty of Information of Shizuoka University

We are usually traveling here and there for discovery of the historical materials. Nowadays many historical materials made by commonplace people are regard important at the study of the Japanese Modern History. These materials include their diaries ,letters ,household accounts, photographs , subscribed newspapers and magazines. We are afraid these materials abandon or scattered and lost. We must think how collect, preserve and disclose of these materials made by commonplace people before the digita archives available.

### 1、史料の廃棄と散逸

最近ある大庄屋家の古文書が流出し、バラバラにされて古書店で高価格で販売されていた。他の部分はどこにいったのか分からないし、その家の古文書の全体像は分からないまま、分売されてしまったらしい。しかし個々の古文書を同家所蔵史料の全体像と切り離して利用することは、大きな問題がある。

わたしたちが歴史史料と考えるものは、公家・武家に伝承された史料や近代公共機関、企業等の団体の史料だけではない。わたしたちを含む普通の個人・家庭で作

成され、保存されている古文書、印刷物、日記や手紙なども十分歴史的史料となりうるのである。最近の近世史・近代史研究では、庶民の日記、書簡、家計簿、写真などが重要視されており、また購読された新聞（とくに地域版）・雑誌・同人誌もきわめて重要である。空襲や災害で市町村役場が焼失している場合は、市町村の配布印刷物すら重要な史料である。

しかし、これらの一般庶民文書の収集は決して容易なものではない。現実には世代交替、家の建替え、引越しのたびごとに大量の史料廃棄が行われている。残念ながら史料の歴史的価値に関して、所蔵者とわたしたちとの間に認識の大きな落差がある。また最初に史料に接するのは、同じ地域の郷土史家であり、その通報を受けた地元の史料機関であるが、その史料調査には多くの問題がある。さらにわたしたち自身にも、安易な対応がないわけではなく、かえって史料の廃棄と散逸を促進するおそれすらある。

## 2、史料保存機関

歴史史料の収集・保存を目的とする史料保存機関が各地に多く作られているが、その最初は1959年開館の山口県文書館である。同館は旧藩主毛利家文書約10万点と戦前企画が中断された山口県史編纂所収集史料、さらに山口県から移管された行政文書、寄贈あるいは寄託された県内の諸家文書等を収蔵した。

その後各都道府県や一部の市町村で名称はさまざまであるが多くの史料保存機関が設立された。後発機関に比べると、山口県文書館は史料の単純保存機関と化しており、その高い公開度にもかかわらず、史料の収集と活用はきわめて低位である。その原因は、史料調査ならびに収集予算がゼロに等しく、また史料集の編集・出版も予算がついていないためである。史料収集に自治体の理解が少ないことは他府県にも多くの事例がある。また史料集の出版は、詳細な校訂を付することによって史料に関する館員の実力を養い、史料の重要性を喚起し、史料研究の促進する大きな効果があるが、当の文書館自体が敬遠しているのは、まことに残念である<sup>1</sup>。

同館は県内市町村の郷土史家を地方調査員に任命し、庶民史料(同館の用語では諸家文書)の探索への協力を委嘱している。地方調査員の調査によって「山口県内史料調査目録」がすでに25冊刊行されている。ただ分類方法は地方調査員の随意に任せられ、まったく統一されていない。そのなかには史料保存機関へ寄贈ないし寄託された史料もあるが、大半はそのまま個人宅に保存されている。将来これらの諸家文書をデジタル化し、保存と一般の公開に供することになるだろうが、そこにはいくつかの問題点が含まれている。

## 3、史料所蔵者との信頼関係

史料保存機関の設置も自治体史の編纂も歓迎すべきことではあるが、史料調査は簡単ではない。史料所蔵者は、自家史料の歴史的価値を十分認識していない場合が

多い。日記や手紙、家計簿は家庭内のプライバシーを含んでおり、なかなか他人には見せたくないものである。したがってその公開には大変な勇気を必要とする場合があるのである。

これを容易にするためには、史料所蔵者に史料の歴史的価値を十分認識してもらい、相手方の立場、心情を尊重するとともに、当方の歴史研究への熱意についての理解を願わなくてはならない。その一つの方途は、〇〇家文書としてその全体像を保存し、また提供者の誠意を永久に記念することである。

わたしたちがもっとも戒心すべきことは、史料のピックアップ調査である。

従来は、自治体史の編纂方針を定め、必要な史料のみを探索するやり方が一般的であった。ピックアップ方式である。その方法によると、調査を行った史料は重要度が高いものとして保存されるが、他の史料は廃棄される可能性が高いのである。これこそわたしたちがもっとも戒心すべき点であって、わたしたちの史料調査がかえって史料の廃棄・散逸を促進する恐れがあるのである。

#### 4、自治体史の編纂——史料目録の作成

さて、自治体における自治体史編纂における諸問題、および地域史研究と自治体各機関の情報化の問題については、すでに論じたところである<sup>2</sup>。そこでわたくしが指摘したのは、自治体史編纂および史料保存機関の基本的姿勢にかかわる問題である。

わたしが提唱したのは、自治体史は安易に通史編を刊行すべきではなく、①悉皆調査により作成された史料目録、②史料編、③通史編の順で刊行すべきであり、予算上の余裕があれば、④民俗編、⑤文化財編を刊行すべきであるという点である。

すなわち自治体史編纂においては、まず管内の庶民史料（諸家文書）の悉皆調査が望ましく、その目録作成が先行すべきであるという点である。これは愛知県三河部では1960年代から行われてきた方法で、静岡県内では、1970年代の御殿場市史を最初とし、1980年代から1990年代に行われた静岡県史編纂事業で大々的に展開された。現在静岡県内の多くの市町村史では、史料の悉皆調査による史料目録の印刷配布が自治体史編纂に先行して行われている。

史料目録の作成と刊行は、史料所蔵者の史料の価値への認識を高め、その保存に注意を払う気風を醸成している。かりに家庭の事情で保存が困難になったときにも、適当な機関へ寄贈あるいは寄託される雰囲気促した。

また史料の重視は、史料についての解読能力を普及し、史料研究を促進し、広い視野に立った史料調査を可能にする。史料保存機関の研究員・学芸員のみならず、市町村史の編纂にかかわる可能性のある郷土史家や学校教員の視野を広げ、実力を高める。第一発見者の可能性のあるこの人びとの力量を増すほかには、史料の収集と保存はないのである。

## 5、史料の保存と整理

史料保存および整理に関する多くの議論は、史料の分類方法へのこだわりであるが、史料所蔵者及び利用者の立場から言えば、あまり意味のある議論とは思えない。

第一に諸家・個人文書の場合には、それぞれの家業・経歴・思想から史料が保存されており、そのまとまりを壊すことは、ある意味では史料の破壊につながるおそれがある。農村および漁村文書の場合は、ある程度史料分類基準が確立しているが、それでも分類になじまない史料がある。町方文書の場合は、研究が遅れているためか、あまり分類基準が普及していない。史料残存について土農工商状態があるのである。

近代に入ると個人の活動は多様化する。政治活動や企業に関係した人物の場合は、近世の分類基準では到底分類し難い多様な文書群が出現する。近代文書は近世とは別個の分類基準が必要である。わたしたち利用者から云えば、企業別・団体別に分類し、他家で発見した史料と合体させたい衝動を感じるが、その場合でも原所蔵者名を明記し、その所蔵史料の体系を崩さない配慮が必要である。その点は写真版の普及<sup>3</sup>によってかなり可能となり、デジタル化はこうした史料保存と利用の多目的を共存させるだろう。

しかし不幸な現実も存在している。故人が生涯をかけて作成あるいは収集した史料の分類は、その人の関わった経営や社会運動を理解しやすくすべきであろう。とくに故人が自分の体験の記憶に基づいて行った史料の配列が、分かりにくく、一般的な分類基準と異なっている場合はよくある。しかしその配列は故人の思想形成と密着しているかもしれない。それをわたしたちの浅薄な知識で、一般的な分類基準で整理してしまってもよいのかどうか。そうした場合、見た目には整然としているが、あるいは没個性的な配列となってしまう可能性がある。現に明治の豪農がかかわった諸会社や地方議会の史料を抜き出し、他家の同史料と合体してしまったり、昭和初期の社会運動家の史料をずたずたに切り裂いた例もある。しかも利用史料を出所不明としてしまったのでは、犯罪的できさえる。

別の例を挙げよう。明治初期の県布達は、印刷の普及以前は廻送夫を待たせて庄屋・名主や戸長が書き写したものである。ところが布達のすべてを写した訳ではなく、重要と思われるものや関心のある布達のみを筆写しているのである。たとえば大井川架橋については、大井川周辺の村よりも、富士川周辺の村で熱心に書き写されている。富士川周辺諸村が将来に架橋に備えて関心が高かったのであろう。こうした史料の保存事情にも留意しつつ、県布達の収集と補綴が行なわれる必要があるのである。

## 6、史料公開への配慮

史料は、さまざまな動機を持つすべての人々に、平等に公開されなければならない。先祖調べでも土地争いの証拠調べも、冤罪の論証でも動機は問わない。アカデ

ミックな関心に優先的な特権はないのである。現に山口県文書館での一般の利用者は、こうした関心による場合が多い。これも庶民の歴史研究（最近の流行語で言えば自分史研究）として、なるべく寛容でありたい。

この場合、研究者本位の分類基準では、まったく意味をなさない場合もある。祖先がどのように情報を入手し、そのように思考し、どのような生き方をしたかを子孫の方に認識して頂くには、故人の行った配列を崩さない配慮が必要ではあるまいか。こうした保存方法を講じておくことが、多くの史料所蔵者の信頼を増し、史料の保存はもとより、公開、寄託についての道を開くことになるのである。

最近仄聞した例であるが、旧家の集まりで、史料の保存先についての雑談があったそうである。これらの方々は、寄贈するにせよ、寄託するにせよ、史料を活用し、研究してほしいと願っておられる。倉庫の隅に何年も何十年も放って置かれるのには、御不満である。そして当該県外の史料保存機関を見学し、その優れた保管能力と優秀な研究者の配置に感心され、自家の史料もここへ預けようかと雑談をなされたそうである。先年某家文書の受け入れを交渉した際も、当該史料所蔵機関がどういう人的配置かを尋ねられた。冒頭に紹介した旧大庄屋家の場合は、過去40年にわたって史料保存機関も市町村史編纂関係者も史料調査に訪れなかったため、失望して手放されたのであろう。

## 7、郷土史家・史料研究者の養成

前述したように、史料調査の基本は、郷土史家や自治体史の調査委員たちの視野を広げ、史料研究の力量を高めるところにある。史料保存機関の研究員・学芸員など史料研究を職業としない人たちへの依存がきわめて大きい。多くの史料保存機関では古文書講座が開かれ、講演会やシンポジウムが開かれているし、市町村ごとに郷土史の研究会が活発な活動をしている。しかし参加者の高齢化は否定できない。

府県レベルの研究団体の活動が活発な地域もある。静岡県考古研究会、静岡県民俗学会、静岡県地域史研究会、静岡県近代史研究会の四団体は、遺跡保存や史料公開にも力を尽くしている。こうした研究団体の会員が自治体史で活躍をしている。

こうした民間の努力には、一定の限度がある。地域史研究の基盤構築のために、せめて図書館・博物館で地域史関係出版物のみならず、隣県の地域史出版物や多くの研究雑誌を購入配架してほしいと思う。県立図書館で全国の都道府県史が開架で配列されているだけでも、大きな刺激となる。また地域史の研究雑誌を刊行して論文発表の機会を講じるだけではなく、その交換によって全国各地の定期刊行物を入手するのも戦略の一つである。また史料保存機関を利用した研究者が研究論文の刷りを寄贈するのが慣習であるが、その公開とコピー許容も研究刺激策である。

しかし職業的な研究者には便宜を図ることはあっても、民間の有志への配慮に欠けた自治体の諸機関は少なくない。

## 8、デジタル化への期待

現在の情報技術から言えば、史料群の原状保存と利用目的に従った複数の分類目録は両立可能であろう。すなわち〇〇家文書目録とは別に、企業・団体・新聞・雑誌など利用目的に従った複数の分類は可能であるはずである。しかし一部を除いてこうした両立策は講じられていない。

わたしたち利用者から言えば、史料はどのような状態で分類保存されていても構わない。要するに簡単に検索でき、なるべく速やかに閲覧できればいいのである。

つまり保存機関の収納方法や、コンピューターの都合で複雑な分類をする必要はないのであって、むしろ諸家・個人文書の原状のまま保存し、検索をすればたどころに史料を閲覧に供するのが理想的である。

このことは史料のデジタル化においても同じである。史料のデジタル化が史料所蔵者との信頼関係を一層拡大し、今後の史料保存にも良好な刺激を与えることを願って止まない。ただデジタル化への巨額の投資の前に、史料収集と保存、そのための要員養成のために、必要な配慮を行なうことを願って止まない。

- 
- <sup>1</sup> 梅村郁夫, 山口県文書館における文書館観の変遷, 山口県文書館, 山口県文書館研究紀要, 19, 1992, pp. 59-80. 北川健, 文書館のアイデンティティとそのイラスト表現, 山口県文書館, 山口県文書館研究紀要, 17, 1990, pp. 35-60.
  - <sup>2</sup> 田村貞雄, 地域史研究における人の問題, 関城町史編さん委員会, 関城町の歴史, 8号, 1~9ページ, 1988年3月. 田村貞雄, 情報化の進展と地域史研究東海近代史研究会, 東海近代史研究, 21号, (1999年度), pp. 44-66, 2000年3月, いずれも2001年2月までわたくしのホームページで公開。<http://www.ia.inf.shizuoka.ac.jp/tamura/>
  - <sup>3</sup> ただしコピーは古文書に熱を加えるため、多くの史料保存機関では禁止され、わたしたちも自粛している。デジタル化にあたっては、この点の配慮が優先されねばならない。